

## 実務経験証明書及び実務経験を客観的に証明する書類等について

一般財団法人日本心理研修センター

第1回公認心理師試験受験申込提出書類について、受験資格区分Gで受験申込みする際に、実務経験を客観的に証明する書類等の提出が必要な方へのお知らせです。

公認心理師試験の実務経験の証明にあたっては、以下の内容等が求められています。

- (1) 当該施設（法人等）が実際に存在していたこと、代表者が確かに当人であったこと
- (2) 公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた期間
- (3) 当該施設（法人等）及び受験申込者本人が、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたこと

下表①～④に該当する場合は、「実務経験証明書」に加えて、それぞれ「添付書類の提出が必要な場合」に対応した「実務経験の確認に必要な内容」を証明する「実務経験を客観的に証明する書類等」を受験申込み時に提出してください。要件を確認できない場合は、受験申込みを受理することができません。

添付書類の提出が必要な場合	実務経験の確認に必要な内容	実務経験を客観的に証明する書類等
①受験申込者が施設又は事業所等の代表者である場合 ②代表者印がない施設又は事業者等が、個人印を押印している場合	(1) 記載されている施設又は事業者等の代表者が、確かに代表者であること	(例) ア 会社・法人登記簿謄本 イ 開業届 ウ 定款 エ 年金の記録に関する書類 オ 雇用保険の記録に関する書類 カ その他「実務経験の確認に必要な内容」が確認できる書類
③公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである個人又は法人の施設の場合（分野施設コード902）	(3) 個人又は法人の施設が、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていること	
④所属していた施設又は事業所が廃業（閉鎖）した場合や施設又は事業所の文書保存期間経過等の理由で記録が処分された場合 ※ 実務経験証明書の記載方法について、下部記載例参照	(1) 施設又は事業所等が、実際に存在していたこと (2) 受験申込者が、その施設又は事業所等において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた期間 (3) 受験申込者が、その施設又は事業所等において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたこと	※ 原則として、公的な機関が発行したもの等（証拠能力を有するもの）を提出してください（写しでも可）。  ※ 要件が確認できるものをすべて提出してください。

- 実務経験の審査は、原則として、申込受付期間（平成30年5月7日（月）から6月1日（金）まで）に提出されたものに限り行います（他の受験者との公平性の観点から、事前審査もできません。）。
- なお、「実務経験を客観的に証明する書類等」は、必要によって当センターから提出書類の追加を指示した場合にも参考にしてください。
- 申告内容に錯誤や虚偽があった場合及び添付書類で客観的に「実務経験の確認に必要な内容」が証明されないと判断された場合は、受験資格が認められない可能性がありますので注意してください。また、事後的に、受験申込みにあたって虚偽又は不正の事実が認められた場合も、その受験を停止又は無効とすることがあります。
- 書類は、受験申込者自身が用意する必要があります。
- ④所属していた施設又は事業所等が廃業（閉鎖）した場合や施設又は事業所等の文書保存期間経過等の理由で記録が処分された場合など、代表者による「実務経験証明書」の証明が困難な場合は、「実務経験を客観的に証明する書類等」のAに代わって「閉鎖事項全部証明書、閉鎖登録簿謄本（閉鎖手続未済の場合：履歴事項全部証明書）」などを提出することもできます。

<④所属していた施設又は事業所等が廃業（閉鎖）した場合や施設又は事業所等の文書保管期間経過等の理由で記録が処分された場合の実務経験証明書の記載例>

<所属していた施設又は事業所等が廃業（閉鎖）した場合>や<施設又は事業所等の文書保管期間経過等の理由で記録が処分された場合>は、その事由を記載し、「代表者印なし」と明記する。

(事務使用欄) □		【受験申込区分】 <b>区分G</b>	
<p align="center"><b>第1回公認心理師試験 実務経験証明書</b> [公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書]</p> <p>一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿</p>		複数枚数必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターホームページの公認心理師試験サイトよりダウンロードして使用してください。	
		○○のため、代表者印なし ※理由 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: auto; text-align: center;">代表者印</div>	
法人等の名称	医療法人○○会 A病院		
所在地	〒 X X X X - X X X X X 東京都○○区 X-X-X		
連絡先	〒 0 3 - X X X X X - X X X X X		
代表者	役職 病院長	氏名 ◇◇ ◇◇	認印 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px;">心 理</div>
証明書作成者	所属・役職等 ○○課	氏名 心理 花子	

※以下のいずれかにチェックをいれてください。 証明書作成日（西暦） 2018年5月21日

<input checked="" type="checkbox"/>	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないにご留意願います。
<input type="checkbox"/>	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として【週1以上の勤務を1か月に【A】週】業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

- 注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。  
 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。  
 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。


フリガナ	シンリ	ハナコ	生年月日
氏名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19XX年 XX月 XX日
勤務先名(部署名)	A病院 (部署名: ○○○科)		
分野施設コード	1	0	1
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2	0	0
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。	2	0	1
期間	8	年	0
	4	月	0
	1	日から	10
	3	日まで	1
	0	月	3
	0	日	0
	1	か月	

受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。

[注意事項]

- 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「901」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。ただし、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類を添付願います。
- 「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談室等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所を写しを添付願います。
- 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右端の「期間 年 月 日」は目安につき、日には切捨てて記入願います。なお実際の業務継続期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1、825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。
- 下の「署名欄」には、受験申込書に記載の氏名（戸籍[日本国籍を有していない方については住民票]に記載されている文字）を記載願います。船籍等により署名欄（受験申込書）の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票）を添付願います。
- 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います（消せるボールペンは使用不可）。
- 本証明書は、（本人記入欄）以外は証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が記入願います。
- 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下段の下線の空白部分（枚目～ 枚目）に、必ず記入願います。

(本人記入欄)

受験申込者(本人) 誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。 心理 花子	
---	---

(本人記入)	1 枚目
	全 1 枚
実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。	